感染症について

R7. 2. 10改訂

○登園許可書（医師が記入）が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登所のめやす
麻疹（はしか）	発症１日前から発しん出現後の ４日後まで	解熱後３日を経過していること
インフルエンザ	症状のある期間（発症前２４時間から発症後３日程度までが最も感染力が強い）	発症した後５日が経過し、かつ解熱した後２日を経過していること（幼児（乳幼児）にあっては、３日を経過していること）
新型コロナウィルス感染症	発症後５日間	発症から５日間経過し。かつ症状軽快後１日を経過すること
風疹	発しん出現の前７日から後７日間くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現１～２日前から痂疲化してから	すべての発しんが痂皮化していること
流行性耳下腺炎	発しん３日前から耳下腺腫脹後４日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから５日を経過し、かつ全身症状が良好になっていること
結核		医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後２日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を使用しない場合、咳出現後３週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による５日観の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157，O26，O111等）		医師により感染のおそれがないと認めてから（無症状病原体保有者の場合、５歳未満のこどもにいては２回以上連続で便から菌が検出されなくなってから）
急性出血性結膜炎		医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）		医師により感染の恐れがないと認められていること

○医師の許可の上、申し添え書（保護者記入）が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登所のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌治療薬を開始する前と開始後１～２日間	抗菌薬内服後２４～４８時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌治療薬を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の１週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロウィルス、ロタウィルス、アデノウィルス等）	症状のある間と症状消失後１週間（良は減少していくが数週間ウィルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に１ヶ月程度ウィルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウィルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと
帯状疱疹（ヘルペス）	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発疹		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※上記の表以外にも、登園許可書や申し添え書を頂く場合があります。

※感染症と診断された場合は、必ず園へご連絡ください。

社会福祉法人　相模会